

公園等樹木剪定業務共通仕様書

高松市都市整備局公園緑地課

- 1 本仕様書は、高松市が発注する公園等樹木剪定業務委託（東地区）に関する業務に適用するものとし、本仕様書に明示されていない事項については、本業務の契約書等に従い履行しなければならない。
- 2 履行に当たっては、この仕様書に記載されたもののほか、設計書、現場説明書（質問回答書）等各種指針・仕様書及び条例並びに関係諸法令を遵守しなければならない。
- 3 設計図書への優先順位は、調査職員の指示する場合を除き、①設計図書に対する質問回答書②仕様書③金抜設計書とする。
- 4 受注者は、業務着手前に業務目的を履行するため必要な手順や工法等について、調査職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は業務の履行に伴い、次に掲げる周辺地元住民への対応を行うこと。
 - （１） 受注者は業務の履行に先立って、公園愛護会長をはじめ隣接住民に対し、事前に履行日時等及び業務の内容を十分周知し、理解と協力を求めること。また、作業時間、作業時期、作業方法について細かい配慮を行うこと。
 - （２） 受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときは、速やかに調査職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。
- 6 受注者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意看板、交通規制看板等を、通行者などが見やすい位置に設置するものとする。
- 7 受注者は次のいずれにも該当する者のうちから業務責任者を選任しなければならない。
 - （１） 受注者と直接的な雇用関係を有すること。
 - （２） 造園施工管理技士又は、１級若しくは２級造園技能士の資格を有すること。
- 8 業務責任者は、作業中現場に常駐し、その運営及び管理を行う者とし、作業等に関し、受注者の一切の権限を行使することができる。
- 9 業務の履行に当たっては、事故の防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等

が及ばないよう十分に注意しなければならない。また、作業員にはヘルメット・安全（反射）ベスト・安全帯等の安全用具の着用を義務づけること。

- 1 0 設計図書の内容を変更する必要がある時は、調査職員の指示に基づき実施するものとし、調査職員の指示があった場合には、変更に関する資料を作成し速やかに提出しなければならない。
- 1 1 受注者は調査職員が別に指定する様式により各契約公園等における出来形確認を行い、出来形表を速やかに更新・作成し、完了時に提出しなければならない。また、納品方法は、電子記録媒体（CD-R 等）とするが、調査職員と協議後決定するものとする。
- 1 2 受注者は、写真管理について次に示す項目について撮影し、整備・保管すること。
 - （1） 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前・作業中・作業後において同一の場所から撮影したもの
 - （2） 現場の看板や保安施設等の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
 - （3） 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- 1 3 受注者は業務委託完了時に以下の書類を業務の内容に応じて作成し、調査職員に 1 部提出すること。

	書 類 名
1	業務日報
2	実施工程表
3	出来高数量表及び出来形図面表
4	出来高数量内訳及び数量根拠資料
5	業務打合簿
6	安全教育及び新規入場者安全教育実施報告書等の記録
7	処分伝票及び集計表
8	業務記録写真（各公園・各工種）
9	その他監督職員が必要と認めた書類

1 4 作業内容

(1) 植栽管理 (剪定)

ア 高木剪定

(ア) 樹木の剪定の目的は、美しい都市景観の維持であり、樹冠内の日照や通風を確保し、病虫害の予防をすることで樹木の健全育成を促すものである。さらに、公園緑地等の利用や周辺道路等での支障となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故防止に努め、民地への枝葉の越境を防止するとともに限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えなければならない。

(イ) 剪定標準実施時期は夏期剪定（概ね6月から9月まで）と冬期剪定（概ね10月から翌年3月まで）に行うこととする。着手に当たっては、各公園の愛護会長を交え十分に協議した上で、履行すること。なお、調査職員が別に指示する場合はこの限りではない。

(ウ) 腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は行わない。

(エ) 下枝の枯死を防ぐよう、上方を強く、下方を弱く剪定する。

(オ) 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くした上切返しを行い切除する。

(カ) 太枝を剪定した場合は保護材を塗布すること。

(キ) 大きく剪定する場合は、鋸により大胆に樹形全体のバランスを考えながら、枝おろし、枝透かしを行う。

(ク) 台風等の被害が予想される場合、並びに災害により損壊した樹木や添え木等については、事前又は事後に適宜巡回を行うものとし、やむを得ず伐採しなくてはならない樹木等が発生した場合は遅滞なく調査職員に報告し、その指示の下処理を行う。

(ケ) 作業中に剪定枝葉、切粉等が公園利用者・通行車両等を傷つけ汚さないように十分に対策を講ずること。

(コ) 倒木の可能性及び管理上支障があると思われる高木は、調査職員に報告し、指示に従うこと。

(高木剪定の主として剪定すべき枝)

- 枯れ枝（枯死枝）
- 病害虫に侵されている枝
- 折れた場合危険が予想される枝（危険枝）
- 通風・採光・架線・人や車両の通行等の支障となる枝（ヤゴ・道路標識等の視界を遮る枝・歩道側 2.5m以下の枝、車道上 4.5m以下の枝等）
- 樹冠、樹形形成上及び生育上不必要な枝（下垂れ枝、強い徒長枝、胴吹き枝、立枝等）

イ 低木剪定

- （ア） 剪定高さは原則 60cm 以下とする。（地面上からの高さ）なお、調査職員が別に指示する場合は、この限りでない。
- （イ） 枯枝をとり、枝葉の粗蜜をなくすよう誘引を行い、上端をそろえ両面刈りとする
- （ウ） 剪定時期は調査職員と協議の上、着手することとする。

（２） 植栽管理

ア 抜根除草

- （ア） 既存植栽を傷めないよう除草ホーク等を用いて根から取除く。
- （イ） 丈の高い雑草やつる性雑草は根元をよく確認して根ごと引き抜くこと。
- （ウ） 土はよくふり落としとともに既存植栽の根が浮き上がった場合はよく抑えて植え直す。
- （エ） 除草後はきれいにならし清掃する。
- （オ） 作業には空き缶等の障害物の撤去を含む。
- （カ） 世話役は、作業員の輸送、作業の指示、記録等を行うものとする。
- （キ） 作業に必要な用具及び処分に要する費用は含まれるものとする。
- （ク） 作業に伴い必要な業務箇所の道路使用許可を受注者において申請すること。
- （ケ） 同時に低木剪定を行う場合は、先に除草作業を行うこと。

イ 灌水工

- （ア） 樹種及び現地条件等により灌水の有無があるので、設計書を参照の上、その都度

調査職員の指示に従うこと。

- (イ) 灌水の方法を決定するに当たっては、植栽地の規模、立地条件、樹種構成（高木、中低木、芝生等）、履行性、管理性に考慮する必要がある。
- (ウ) 夏季の灌水は日中の直射日光を避け、朝夕に行うこと。
- (エ) 次の降雨時を予想して必要量を一定間隔で行うこと。
- (オ) 植込地内に深く入って灌水を行う場合には、ホース等で樹木を損傷させないように注意すること。
- (カ) 灌水で使用する水は松島公園、番町二丁目公園及び中津公園内の井水を使用のこと。事前に灌水日を調査職員に連絡し、井水使用量を記録すること。
- (キ) 気象条件により数量（回数）が増減するので、その都度調査職員の指示に従うこと。
- (ク) 灌水量の目安は 10ℓ /㎡以上とするが、十分な量を履行し枯らさないよう管理すること。
- (ケ) 灌水に当たっては公園利用者・周辺住民に十分配慮し、トラブルのないよう実施すること。

ウ 巡回（徒歩）剪定駆除

- (ア) 枝葉の陰に隠れているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- (イ) 病虫害の発生が認められた場合は、剪定駆除を行うものとし、調査職員に遅滞なく連絡する。

エ 剪定駆除

- (ア) 枝葉に付着している害虫が落下しないよう、注意深く切り取る。その際落下した場合は清掃すること。
- (イ) 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。
- (ウ) 病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

オ 薬剤散布

- (ア) 薬剤の使用に関しては、農薬取締法その他関係法令等及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。また、作業はなるべく涼しく、利用者の少な

い朝夕の時間を選び、2～3時間で作業を交代する。

(イ) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、枝等の裏表両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。ポタポタと水滴が落ちるほど散布してはならない。

(ウ) 散布の際は、公園利用者、隣地家屋、住民、道路通行者、農作物、車両及び池や川の魚等に対する安全を確認すること。また、隣接する住民には薬剤散布を事前に周知を行うとともに、現地や対象樹木等にも立て看板等で表示を行う。その後、噴霧液が作業者にかからないよう、また吸入しないよう注意し、風下から風を背に受ける形で、風上に向かって歩くように散布すること。

(エ) 雨模様のときや、あまりに日照りが続いたとき及び薬液が飛散するおそれのあるときは、作業を控えること。

(オ) 作業範囲を明確にし、バリケードやロープで囲い、作業関係者以外の立入りを禁止すること。

(カ) 作業を完了したときは速やかに調査職員に報告するものとし、その後の経過（概ね1週間）も確認すること。

(キ) アメリカシロヒトリは、発生時期及び経過措置について詳細に記録しておくこと。

(ク) 害虫の発生時期には契約公園を適宜巡回し、その拡大を防ぐように十分な対応を図ること。

(3) 発生残材処理について

原則として、抜根除草残材及び剪定残材は（株）エムケーインデクト 成合リサイクルプラント に搬入し処理することとし、処理の実施に当たっては、当該施設の規則及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、現場での発生材を現場に存置することなく、適正に処理する。また、調査職員が別に定める報告書に、作業工程表に基づく処分量を記載し、提出するものとする。なお、調査職員が別に指示する場合は、この限りではない。

(4) その他

ア 維持管理に当たっては、常に工区内をパトロールし、害虫の発生、灌水の必要の有無

等現場状況を把握しておくこと。

イ 標準歩掛、市場単価により構成された単価について、業務箇所における樹種、樹齡、その他現場条件における作業の難易度の補正は行わない。

ウ 幹周り等の変更を申し出る場合は、履行前に確認を行い、調査職員の了解を受けること。

オ 業務の進捗状況を把握するため、毎月「業務履行報告書」を作成し、業務完了の翌月5日までに調査職員に提出しなければならない。また、剪定、除草等作業の完了時には段階確認を受けること。

カ 高木の腐食による倒木の恐れがないか、適宜工区内を巡回し、触診により確認すること。

1 5 本業務の作業日には、業務履行箇所に常時 0 人以上の交通誘導警備員を配置して一般交通や工事車輛等の誘導にあたるものとする。本業務では、昼間延べ0人、夜間延べ0人の交通誘導警備員を予定している。

1 6 受注者は、交通切替又は交通の規制が必要な業務について、「業務計画書」のうち交通管理を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議の上、作成しなければならない。

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を調査職員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ①…交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員
- ②…警備指導教育責任者資格証取得者
- ③…交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注2）

(業務の区分)

- ・ 特定の種別の警備業務（注1）

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

- ・ 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1名以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの（注3）において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

（平成18年12月1日告示、平成19年6月1日施行の内、高松市に関係する路線）

国道（4路線）…国道11号、国道32号、国道193号、国道377号、

県道（2路線）…県道高松王越坂出線、県道塩江屋島西線

- 17 安全教育(訓練)に関する講習会等については、履行期間が1ヵ月以上の場合は、月1回(半日)以上の頻度で、すべての作業員を対象に実施しなければならない。また、その内容を記入した記録表等を調査職員に提出するとともに業務日報にも記載しなければならない。なお、新規入場者がある場合は、新規入場者を対象とした安全教育を実施しなければならない。
- 18 この仕様書に定めのない事項及び、設計図書に記載されていない事項等が生じた場合には、直ちに關係する事項が確認できる資料を作成し、調査職員に報告の上その指示を受けなければならない。
- 19 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

20 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれもコンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

21 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること（（5）以外は法定事項である。）。

（1） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の履行や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時

間の週 40 時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週 44 時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- （2） 雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、最低 10 日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （4） 賃金は毎月 1 回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- （5） 本市発注の建設工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2 省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- （6） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （7） （1）から（6）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。